

(令和3年10月 手持品課税用)

たばこ税等の手持品課税申告の手引

この手引は、**令和3年10月1日**午前0時現在において、**製造たばこ**を販売のため合計**2万本以上**所持する小売販売業者等に対して実施される国のたばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の手持品課税の申告・納税について、小売販売業者等の皆様方に分かりやすくご案内するものです。

なお、ご不明な点やさらに詳しくお調べになりたいことがありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）、都道府県税務課・県税事務所等又は市役所・町村役場の税務課にお尋ねください。

申告書の提出期限：令和3年11月 1日（月）

◎ 申告書は、営業所又は貯蔵場所の所轄税務署等に一括して提出できます。

たばこ税等の納期限：令和4年 3月31日（木）

◎ 納付の手続は、金融機関（銀行等）又は、税区分に応じ、納税地を所轄する税務署、都道府県税事務所若しくは市区町村役場税務課の窓口で受け付けます。

国 税 庁 ・ 総 務 省

国税庁及び総務省のホームページでは、たばこ税等の手持品課税に関する情報を提供しています。

◆ 国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

◆ 総務省ホームページ

<https://www.soumu.go.jp>



申告書等にはマイナンバーの記載等が必要です！

手持品課税に係る申告書には、**マイナンバー又は法人番号の記載**が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書等を税務署等へ提出する際には、**毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

国税庁 マイナンバー

検索



<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>



目 次

I	はじめに	1
II	手持品課税の概要	
1	手持品課税の時期	2
2	手持品課税の対象となる場合	2
3	税額の計算方法	4
4	申告の方法	4
5	申告書の提出期限	5
6	税金の納期限	5
III	申告書の記載要領及び注意事項	6
IV	設例による税額の計算及び申告書の記載例	
	(設例 1) たばこ事業法第 26 条第 1 項の許可を受けた出張販売先がある場合	11
	(設例 2) 営業所 (店舗) が複数あり、かつ、自動販売機の設置がある場合	14
V	納付書の記載要領及び注意事項	18
VI	その他	
1	小売販売業者の方の記帳	19
2	社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) について	19
	小売販売業者の帳簿の記載例	20

I はじめに

たばこ税関係法令の改正により、国のたばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税（以下、これらを総称して「たばこ税等」といいます。）の税率が引き上げられます（たばこ特別税の税率は引き上げられていません。）。

この引上げは、平成30年10月1日から実施されており、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、次の3段階に分けて税率引上げが実施されます。

期 間	税 率（1,000本当たり）				
	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	合 計
平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	5,802円	820円	930円	5,692円	13,244円
令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	6,302円	820円	1,000円	6,122円	14,244円
令和3年10月1日から	6,802円	820円	1,070円	6,552円	15,244円

これに伴い、平成30年、令和2年及び令和3年の各年における10月1日の午前0時現在において、たばこの販売業者（小売販売業者、卸売販売業者及び特定販売業者）の方が、店舗（営業所）、倉庫、居宅等で合計2万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合には、その所持する製造たばこについて、税率の引上げ分に相当するたばこ税等が課税されます。このことを「手持品課税」といいます。

この手引では、令和3年10月1日に行われる手持品課税の対象範囲、申告及び納税等について説明します。

<令和3年10月1日の税率引上げの概要>

区 分	税 目	税 率（1,000本当たり）			1本当たり 引上げ額
		改正前	改正後	引上げ額	
国 税	たばこ税	6,302円	6,802円	500円	0.500円
	たばこ特別税	820円	820円	-円	-円
地方税	道府県たばこ税	1,000円	1,070円	70円	0.070円
	市町村たばこ税	6,122円	6,552円	430円	0.430円
合 計		14,244円	15,244円	1,000円	1.000円

Ⅱ 手持品課税の概要

1 手持品課税の時期

手持品課税は、令和3年10月1日（金）に行われます。

（注）具体的には、令和3年10月1日の午前0時に製造場又は保税地域以外の場所で販売のため所持する製造たばこに対して行われます。

2 手持品課税の対象となる場合

たばこの販売業者の方が、令和3年10月1日午前0時現在において、合計2万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合には、その所持する製造たばこが手持品課税の対象となります。

なお、例えば、3万本を所持する場合は、2万本を超える部分の1万本が課税対象となるのではなく、その所持する3万本全てが手持品課税の対象となりますのでご注意ください。

《所持数量の計算における注意事項》

1 販売のために所持する製造たばこの数量（以下「所持数量」といいます。）は、本数で計算します（箱数又はカートン数ではありません。）。

2 複数の営業所又は貯蔵場所があり、それぞれの営業所又は貯蔵場所で製造たばこを販売のために所持するたばこの販売業者の方は、その所持数量を全て合計し、その合計所持数量が2万本以上となる場合に手持品課税の対象となります。

なお、所持数量が0本の営業所又は貯蔵場所については、申告が不要です。

（注）営業所とは、小売販売業者がたばこ事業法第22条の規定により財務大臣の許可を受けた場所をいい、貯蔵場所とは、小売販売業者以外の者（製造者、特定販売業者及び卸売販売業者）がたばこを貯蔵している場所（製造場又は保税地域を除く。）をいいます。

（例1）A社

a 営業所	7,000 本	} 21,500 本 ≥ 20,000 本	申告義務あり
b 営業所	7,500 本		
c 倉庫	7,000 本		

↓

a 営業所	: 所持数量 7,000 本	} それぞれ申告
b 営業所	: 所持数量 7,500 本	
c 倉庫	: 所持数量 7,000 本	

（例2）B社

a 営業所	11,000 本	} 21,500 本 ≥ 20,000 本	申告義務あり
b 営業所	10,500 本		
c 営業所	0 本		

↓

a 営業所	: 所持数量 11,000 本	} それぞれ申告
b 営業所	: 所持数量 10,500 本	
c 営業所	: 所持数量 0 本	申告不要

ご注意ください

3 所持数量には、営業所以外の倉庫や居宅に保管しているものや一時的に他人に保管させているもの（預け在庫）、顧客からの依頼で保管しているもの（預り在庫）も含まれます。

ただし、預り在庫のうち、販売の事実が帳簿等により確認でき、かつ代金決済が完了しているものは、所持数量から除かれます。

また、明らかに自己又は同居の親族の喫煙用に所持しているものと認められるものも、所持数量から除かれます。

4 小売販売業者が、たばこ事業法第 26 条の規定による出張販売の許可を受けて、旅館、ホテル又は飲食店等で製造たばこの販売をしている場合には、その出張販売先で所持している製造たばこの数量も所持数量に含まれます。

（注）たばこ事業法上の小売販売業の許可又は出張販売の許可を受けていない旅館、ホテル又は飲食店等が、利用客等の求めに応じてその利用客等に提供するための買い置きとして所持している製造たばこについては、手持品課税の対象とはなりません。

5 小売販売業者が、自動販売機で製造たばこを販売している場合には、その自動販売機内にある製造たばこの数量も所持数量に含まれます。

6 令和 3 年 10 月 1 日前に、販売業者に販売され又は販売業者から返品された製造たばこ（納品書等の日付が令和 3 年 10 月 1 日前のもの）が、手持品課税の時（令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時現在）に運送途中にある場合には、荷受人である販売業者等が所持していることとなります。

7 「葉巻たばこ」の所持数量については、次の表に掲げる方法により、本数に換算します。

実務上は、「主な葉巻たばこの簡易換算表」（国税庁ホームページに掲載）をご利用ください。

製造たばこの区分	換 算 方 法
軽 量 な 葉 巻 た ば こ	<u>1 本</u> として換算
軽 量 な 葉 巻 た ば こ 以 外 の 葉 巻 た ば こ	<u>1 グラムにつき 1 本</u> として換算

（注 1）令和 2 年度の税制改正により、葉巻たばこの換算方法が変更されています。

（注 2）軽量な葉巻たばことは、1 本当たりの重量が 1 グラム未満のものをいいます。

8 「加熱式たばこ」の所持数量については、次の計算式により、本数に換算します。実務上は、「加熱式たばこの簡易換算表」（国税庁ホームページに掲載）をご利用ください。

$$\begin{aligned}
 & \text{加熱式たばこ 1 箱の紙巻たばこの本数への換算値} = A + B + C \\
 & A = \text{加熱式たばこ 1 箱当たりの重量(巻紙、フィルター等の重量を含む。)} \times 0.2 \\
 & B = \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの重量(巻紙、フィルター等の重量を除く。)}}{0.4\text{g}} \times 0.5 \times 0.8 \\
 & C = \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの小売定価(消費税抜き)}}{\text{紙巻たばこ 1 本当たりの平均小売価格(約 25.40 円)}} \times 0.5 \times 0.8
 \end{aligned}$$

9 「紙巻たばこ」、「葉巻たばこ」及び「加熱式たばこ」以外の製造たばこの所持数量については、次の表に掲げる方法により重量を本数に換算します。

製造たばこの区分	換 算 方 法
パイプたばこ	1グラムにつき1本として換算
刻みたばこ かみ用のたばこ かぎ用のたばこ	2グラムにつき1本として換算

(注) 包装に表示された重量に基づいて本数に換算して差し支えありません。

3 税額の計算方法

税額は、所持数量に次の表の税率を乗じて計算します。

税 率 (1,000 本 当 た り)		
国	都 道 府 県	市 区 町 村
たばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税
500 円 (1 本 当 た り 0.5 円)	70 円 (1 本 当 た り 0.07 円)	430 円 (1 本 当 た り 0.43 円)

4 申告の方法

手持品課税の対象となる製造たばこを所持するたばこの販売業者の方は、次の(1)から(4)の申告書(4枚複写)を作成の上、(2)から(4)(複写の2枚目以降)を令和3年11月1日(月)までに営業所又は貯蔵場所の所轄税務署等に一括して提出してください。

- (1) 「たばこ税等の手持品課税納税申告書」…申告者控用
- (2) 「たばこ税の手持品課税納税申告書」…税務署提出用
- (3) 「道府県たばこ税の手持品課税納税申告書」…都道府県提出用
- (4) 「市町村たばこ税の手持品課税納税申告書」…市区町村^(※)提出用

(※) ここでいう「区」とは、東京23特別区です。政令指定都市の区の場合は、市長宛に提出してください。

申告書の用紙は、4枚複写となっていますので、切り離さずボールペンで強くはつきりにご記入ください。

また、申告書は、営業所又は貯蔵場所の所轄税務署等において一括して受け付けますので、都道府県や市区町村に別途提出していただく必要はありません。

なお、管轄の都道府県税務課・県税事務所等又は市役所・町村役場に一括して提出していただいた場合も申告書は同じ日にそれぞれの提出先に提出されたものとして受理されます。

《郵送による提出のお願い》

申告書は、可能な限り郵送による提出をお願いします。郵送による送付先は以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

- ・内部事務のセンター化対象となっている税務署へ提出する場合：センター宛
- ・上記以外の税務署へ提出する場合：税務署宛

なお、内部事務のセンター化につきましては、国税庁ホームページ「税務署の内部事務のセンター化について」をご確認ください(「国税庁 センター化」で検索)。

收受日付印のある申告書の控えが必要な場合は、「申告者控用」のほか返信用封筒(宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。)を同封してください。

※ 申告書の控えへの收受日付印の押印は、收受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。

《申告に当たっての注意事項》

- 1 申告書は、**営業所又は貯蔵場所ごとに、作成して提出してください。**
なお、複数の営業所又は貯蔵場所を**同一税務署管内、かつ、同一市区町村内**に有する場合には、それぞれの所持数量を合計の上、一通の申告書により申告しても差し支えありませんが、その場合には、各営業所又は貯蔵場所ごとの所持数量の明細書（適宜の用紙に記載したもの）を添付してください。
- 2 小売販売業者が、たばこ事業法第26条の規定による出張販売の許可を受けて出張販売先で所持する製造たばこ、倉庫業者等に保管させている製造たばこ、又は、自動販売機内に所持する製造たばこについては、これら出張販売先等の製造たばこの数量を管理している営業所の所持数量に含めて申告します。
なお、自動販売機の設置場所においても、たばこ事業法第22条の規定による製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合は、上記営業所の所持数量に含めず、別途申告書の作成が必要です。

5 申告書の提出期限

令和3年11月1日（月）です。

提出期限を過ぎて申告しますと加算税又は加算金が課される場合がありますので、十分ご注意ください。

6 税金の納期限

たばこ税等の納期限は、**令和4年3月31日（木）**です。

申告書の提出期限から納期限までに約5か月間ありますので、納付をお忘れにならないようご注意ください。

納付の際は、次の税区分に応じた納付書を使用して、それぞれに定められた方法により納付してください。 ※ 設例に係る18ページの記載例も参照してください。

税 区 分	納 付 書 の 種 類	納 付 手 続
国のたばこ税	「たばこ税納付書」	金融機関（銀行等）又は、税区分に応じ、納税地を所轄する税務署、都道府県税事務所若しくは市区町村役場税務課の窓口で納付します。なお、地方税の収納を取り扱う金融機関は、都道府県及び市区町村によって異なります。詳しくは、各担当窓口にお尋ねください。
道府県たばこ税	「道府県たばこ税納付書」	
市町村たばこ税	「市町村たばこ税納付書」	

（注1）納付書の「住所」、「氏名」欄には、申告書の「申告者」欄に記入した住所及び氏名を記載してください。

（注2）営業所又は貯蔵場所ごとに複数の申告書を作成したときには、納付書も申告書ごとにそれぞれ作成してください。

（注3）納期限を過ぎてから納付しますと、延滞税又は延滞金が課される場合がありますので、十分ご注意ください。

Ⅲ 申告書の記載要領及び注意事項

たばこ税等の手持品課税納税申告書

(A) 收受印	(D) ※	(C)	申告者の種別	卸・小	通信日付印	※ 令和 年 月 日
令和 年 月 日	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(千 -) (百 - -)				
税務署長殿	(E) 住所	(千 -) (百 - -)				
(B) 知事殿	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)				
市区町村長殿	個人番号又は法人番号	この欄は、2枚目から記入してください				
(F)	同上代理人					
下記のとおり、令和3年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。						
(G)	(H)	(J)	(I)	(K)	(L)	(M)
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額（1円未満切捨て）	修正申告の場合の修正申告前の確定額	
紙巻たばこ		⑤ 本		⑬(⑤×0.5) 円	⑳ 円	
葉巻たばこ		⑥ 本				
パイプたばこ	① g	⑦(①×1) 本				
刻みたばこ	② g	⑧(②×0.5) 本	0.5	⑮(⑧×0.5) 円	㉑ 円	
加熱式たばこ		⑨ 本				
かみ用のたばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本				
かぎ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本				
(I) 所持する製造たばこの数量の合計	⑫(⑤～⑪の合計) 本		(K) 税額の合計額（100円未満切捨て）	⑳(⑬～⑲の合計) 円	㉒(㉑～㉒の合計) 円	
			(L) 納付すべき税額	㉓(㉑又は㉑-㉒) 円		
				00	00	
区分	(M) 課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	(N) 税額（1円未満切捨て）			
道府県税	⑳(⑫)	0.07	㉑(⑳×0.07) 円			
市町村税	本	0.43	㉒(⑳×0.43) 円			
区分	(O) 税額の合計額（1円単位で記入）	修正申告の場合の修正申告前の確定額	(P) 納付すべき税額（1円単位で記入）			
道府県税	㉓(㉑)	円 ㉔	円 ㉕(㉓又は㉓-㉔)			
市町村税	㉖(㉒)	円 ㉗	円 ㉘(㉖又は㉖-㉗)			
税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	作成税理士署名				
(Q) 税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	(電話番号 - -)				
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名称				
	(千 -) (百 - -)					
	(千 -) (百 - -)					

申告者控用

◎ 申告期限は令和3年11月1日（月）です

◎ 納期限は令和4年3月31日（木）です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

お願い

- 4枚複写（ノーカーボン）となっていますので、切り離さず1枚目の申告者控用の用紙にボールペンで強くはっきりと記入し、2～4枚目を提出先に提出してください。
また、可能な限り郵送による提出をお願いします。送付先等については、4ページを参照してください。
なお、1枚目は申告者の控えとなりますので、大切に保管してください。
- ※印の付いている欄には、記入しないでください。

記入の仕方

- Ⓐ 申告書の提出年月日を記入します。
- Ⓑ 申告書の提出先の税務署名、都道府県名及び市区町村名を記入します。
（注）申告書は、営業所又は貯蔵場所ごとに提出する必要があります。
- Ⓒ 「申告者の種別」欄
次の場合に依じて「卸」又は「小」に○印を付します。

小売販売業者以外の場合	卸
小売販売業者の場合	小

- Ⓓ 「営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称」欄

小売販売業者以外の場合	貯蔵場所の所在地と名称を記入します。
小売販売業者の場合	たばこ事業法第22条の規定により財務大臣の許可を受けている営業所の所在地及び名称を記入します。 コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等の場合には、 店舗名 も併せて記入してください。

- Ⓔ 「申告者」欄

	「住所」欄	「氏名又は名称及び代表者氏名」欄	「個人番号又は法人番号」欄（※）
個人の場合	住所を記入します。	氏名を記入します。	個人番号（12桁）を記入します。
法人の場合	本店所在地を記入します。	その名称（「〇〇〇株式会社」など）と代表者の役職名と氏名（「代表取締役〇〇〇〇」など）を記入します。	法人番号（13桁）を記入します。

（注） 申告手続を支店長など代理人が行う場合には、事前に所轄税務署へ「申告・申請等事務代理人届出書」による届出が必要となります。この場合には、「同上代理人」欄に代理人の役職名（又は職業）と氏名を記入します。

※ 「個人番号又は法人番号」欄は、4枚複写の2枚目から記入してください。
社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、19ページをご覧ください。

- Ⓕ この申告書を期限内に提出する場合には、（ ）内の文字を二重線で抹消します。
（注）期限後申告又は修正申告の場合は、該当するいずれかに○印を付します。

㉔ 「所持重量」①～④欄

「①～④」欄には、令和3年10月1日午前0時現在に所持する販売用のパイプたばこ、刻みたばこ、かみ用のたばこ、かぎ用のたばこの重量を区分ごとにグラム単位で記入します。

(注) グラム未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた重量を記入します。

㉕ 「所持する製造たばこの数量」⑤～⑪欄

「⑤」欄には、紙巻たばこの数量(本数)を記入します。

箱数又はカートン数ではありませんので、特にご注意ください。

「⑥」欄には、葉巻たばこについて、換算した数量(本数)を記入します。

「⑦」欄には、「①」欄に記入した重量に「1」を乗じて計算した数量(本数)を記入します。

「⑧、⑩、⑪」欄には、「②、③、④」欄に記入した重量に「0.5」を乗じて計算した数量(本数)を記入します。

「⑨」欄には、加熱式たばこについて、換算した数量(本数)を記入します。

(注1)「⑧、⑩、⑪」欄について、計算した数量(本数)に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てた数量(本数)を記入します。

(注2)葉巻たばこ、加熱式たばこについては、国税庁ホームページに掲載する換算表により、換算して差し支えありません。

㉖ 「所持する製造たばこの数量の合計」⑫欄

「⑤～⑪」欄に記入した本数の合計本数を記入します。

㉗ 「この申告書による税額」⑬～⑲欄

「⑬～⑲」欄には、左の「⑤～⑪」欄に記入した数量に「1本当たりの税率」欄の税率「0.5」を乗じて計算した金額を記入します。

(注) 1円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てた額を記入します。

㉘ 「税額の合計額」⑳欄

「㉔」欄には、「⑬～⑲」欄に記入した金額の合計額を記入します。

(注) 100円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額を記入します。

㉙ (道府県・市町村たばこ税)の端数処理とは異なりますので、特にご注意ください。

㉚ 「納付すべき税額」㉑欄

「㉑」欄には、修正申告以外の場合は「㉔」欄に記入した金額を、修正申告の場合は「㉔」欄の金額から「㉘」欄の金額を差し引いた金額を記入します。(100円未満切捨て)

⇒ 「たばこ税納付書」に「㉑」欄の金額を記入し、令和4年3月31日(木)までに納付してください(5、18ページ参照)。

<小売販売業者以外の方が小売販売用のたばこを所持する場合>

都道府県提出用(3枚目)と市区町村提出用(4枚目)の「★⑤～★⑪」欄に、小売販売用に所持している製造たばこの本数を記入します(複写とはなっていませんのでご注意ください)。

記入後は、申告書控用(1枚目)の記入に戻ります。

㉛ 「課税標準となる製造たばこの本数」㉒欄

小売販売業者の場合には、「㉔」欄の数量(本数)を記入します。

小売販売業者以外の方の場合には、所持する「小売用の製造たばこ」の本数(都道府県提出用(3枚目)の「★⑤～★⑪」欄の合計本数)を記入します。

㊦ 「税額」⑳、㉑欄

「㉑」欄に記入した数量に、「1本当たりの税率」欄の税率「0.07」を乗じて計算した金額を「㉑」欄に、「0.43」を乗じて計算した金額を「㉒」欄にそれぞれ記入します。

(注) 1円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てた額を記入します。

㉒ (国のたばこ税) の端数処理とは異なりますので、特にご注意ください。

㊧ 「税額の合計額」㉓、㉔欄

「㉓」欄には「㉑」欄に記入した金額を、「㉔」欄には「㉒」欄に記入した金額をそれぞれ記入します。

㊨ 「納付すべき税額」㉕、㉖欄

「㉕」欄には、修正申告以外の場合は「㉓」欄に記入した金額を、修正申告の場合は「㉓」欄の金額から「㉗」欄の金額を差し引いた金額を記入します。(1円未満切捨て)

⇒ 「道府県たばこ税納付書」に「㉕」欄の金額を記入し、令和4年3月31日(木)までに納付してください(5ページ参照)。

「㉖」欄には、修正申告以外の場合は「㉔」欄に記載した金額を、修正申告の場合は「㉔」欄の金額から「㉗」欄の金額を差し引いた金額を記入します。(1円未満切捨て)

⇒ 「市町村たばこ税納付書」に「㉖」欄の金額を記入し、令和4年3月31日(木)までに納付してください(5ページ参照)。

㊩ 「出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称」欄

たばこ事業法第26条による出張販売許可を受けている出張販売先(喫茶店、旅館及びホテル等)において、対面販売又は自動販売機により製造たばこを販売している場合などに、その所在地と名称を記入します。

(注) これらの場所が3か所以上あるため記入しきれない場合には、適宜の用紙に記載し、申告書に添付して提出してください。

<修正申告の場合の留意点>

修正申告の場合には、次の点に留意してください。

- 「㉑～㉒」、「㉓」及び「★㉕～★㉗」欄には、修正後の正しい重量、数量(本数)を、それぞれ記入します。
- 「㉑～㉒」及び「㉓～㉔」欄には、修正後の正しい税額を、それぞれ記入します。
- 「㉑～㉒」、「㉓」及び「㉔」欄には、修正申告前に提出した申告書の「㉑～㉒」、「㉓」及び「㉔」欄に記入した金額をそれぞれ記入します。
- 「㉕」、「㉖」及び「㉗」欄は、次のとおり計算し、記入します。
「㉕」欄 = 「㉓」欄 - 「㉗」欄 (100円未満切捨て)
「㉖」欄 = 「㉓」欄 - 「㉗」欄 (1円未満切捨て)
「㉗」欄 = 「㉔」欄 - 「㉖」欄 (1円未満切捨て)

<複数店舗をまとめて申告する場合の注意点>

同一税務署管内かつ同一市区町村内に所在する複数の店舗等をまとめて申告する場合、税額の計算は、合計した所持数量を基に計算します（税額の端数処理は店舗ごとにはできないことに注意してください。）。

納付書は、代表店舗の納付書に合計した所持数量を基に計算した税額を記載してください（各店舗分の納付書を個別に作成する必要はありません。）。

(例) 一般的な小売販売業者が複数店舗をまとめた場合の計算

○ 正しい税額計算

店 舗	所持数量	1本当たりの税率			
		たばこ税		道府県税	市町村税
		0.5		0.07	0.43
A 店	14,480本	—	—	—	—
B 店	6,320本	—	—	—	—
C 店	560本	—	—	—	—
合 計	(申告書⑫③④欄) 21,360本	10,680円	→ (申告書⑳欄) 10,600円	(申告書㉓欄) 1,495円	(申告書㉔欄) 9,184円

○ 誤った税額計算 (店舗ごとに税額の端数処理を行うことはできません。)

店 舗	所持数量	1本当たりの税率			
		たばこ税		道府県税	市町村税
		0.5		0.07	0.43
A 店	14,480本	7,240円 → 7,200円	1,013円	6,226円	
B 店	6,320本	3,160円 → 3,100円	442円	2,717円	
C 店	560本	280円 → 200円	39円	240円	
合 計	21,360本	—	10,500円	1,494円	9,183円

Ⅳ 設例による税額の計算及び申告書の記載例

(設例1) たばこ事業法第26条第1項の許可を受けた出張販売先がある場合

【千代田区の営業所】	【港区に設置している自動販売機】 (許可を受けた出張販売先)																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">紙巻たばこ</td> <td style="text-align: right;">10,000 本</td> </tr> <tr> <td>パイプたばこ</td> <td style="text-align: right;">300 ㍉</td> </tr> <tr> <td>刻みたばこ</td> <td style="text-align: right;">200 ㍉</td> </tr> </table> <p>上記の他に、次のような状況の紙巻たばこがある。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 運送途中の紙巻たばこ</td> <td style="text-align: right;">1,000 本</td> </tr> <tr> <td>② 倉庫業者に預けている紙巻たばこ</td> <td style="text-align: right;">1,400 本</td> </tr> <tr> <td>③ 顧客から預かっている紙巻たばこ で代金決済が未了のもの</td> <td style="text-align: right;">500 本</td> </tr> <tr> <td>④ 顧客から預かっている紙巻たばこ で代金決済が完了したもの</td> <td style="text-align: right;">2,000 本</td> </tr> </table>	紙巻たばこ	10,000 本	パイプたばこ	300 ㍉	刻みたばこ	200 ㍉	① 運送途中の紙巻たばこ	1,000 本	② 倉庫業者に預けている紙巻たばこ	1,400 本	③ 顧客から預かっている紙巻たばこ で代金決済が未了のもの	500 本	④ 顧客から預かっている紙巻たばこ で代金決済が完了したもの	2,000 本	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">紙巻たばこ</td> <td style="text-align: right;">7,000 本</td> </tr> </table>	紙巻たばこ	7,000 本
紙巻たばこ	10,000 本																
パイプたばこ	300 ㍉																
刻みたばこ	200 ㍉																
① 運送途中の紙巻たばこ	1,000 本																
② 倉庫業者に預けている紙巻たばこ	1,400 本																
③ 顧客から預かっている紙巻たばこ で代金決済が未了のもの	500 本																
④ 顧客から預かっている紙巻たばこ で代金決済が完了したもの	2,000 本																
紙巻たばこ	7,000 本																

1 申告義務の判定

申告義務を判定するに当たり、製造たばこの所持数量を算定します。

(1) 紙巻たばこの所持数量

「千代田区の営業所」で所持する紙巻たばこの数量(本数)と「港区に設置している自動販売機(出張販売先)」で所持する紙巻たばこの数量(本数)を合計します。

そのほか、「千代田区の営業所」で所持する紙巻たばこの数量(本数)には、

- ① 令和3年10月1日午前0時現在、運送途中のもの…………… 1,000 本
- ② 令和3年10月1日午前0時現在、倉庫業者に預けているもの…………… 1,400 本
- ③ 令和3年10月1日午前0時前に顧客に販売し、顧客から預かっているもので、代金決済が未了のもの…………… 500 本

も含まれます。

※ ④ 顧客から預かっている紙巻たばこで代金決済が完了したものは、手持品課税の対象外です(3ページ「所持数量の計算における注意事項」3を参照)。

<p><紙巻たばこの所持数量合計> 19,900 本 (12,900 本+7,000 本) 【千代田区の営業所】10,000 本+1,000 本+1,400 本+500 本 = 12,900 本 【港区に設置している自動販売機(出張販売先)】7,000 本</p>

(2) パイプたばこの所持数量

「千代田区の営業所」で所持するパイプたばこについて、重量から本数に換算します。

$$300 \text{ ㍉} \times 1 (1 \text{ ㍉を} 1 \text{ 本として換算}) = \underline{300 \text{ 本}}$$

(3) 刻みたばこの所持数量

「千代田区の営業所」で所持する刻みたばこについて、重量から本数に換算します。

$$200 \text{ ㍉} \times 0.5 (2 \text{ ㍉を} 1 \text{ 本として換算}) = \underline{100 \text{ 本}}$$

判定	(1)から(3)の合計数量(本数)で申告義務を判定します。		
	(1) 紙巻たばこ		19,900本
	(2) パイプたばこ		300本
	(3) 刻みたばこ		100本
	合 計		20,300本
20,300本 ≥ 20,000本 ⇒ 申告義務あり			

2 納付すべき税額の計算

設例の場合、税額の基礎となる数量(所持数量)は、千代田区の営業所の分に港区の自動販売機(出張販売先)の分も含めますので、次のようになります。

税 額 の 基 礎 と な る 数 量			
営業所(店舗)の所在地	たばこの区分	所持本数	摘 要
千代田区霞が関	紙巻たばこ	19,900本	—
	パイプたばこ	300本	1 ² を1本として換算
	刻みたばこ	100本	2 ² を1本として換算
	合 計	20,300本	—

税額の基礎となる数量を基に、税額をそれぞれ計算します。

(1) たばこ税

たばこの区分	所持本数	税 率	税 額	摘 要
紙巻たばこ	19,900本	0.5	9,950円	1円未満切捨て
パイプたばこ	300本		150円	
刻みたばこ	100本		50円	
合 計		10,150円		
納 付 す べ き 税 額			10,100円	100円未満切捨て

(2) 道府県たばこ税

たばこの区分	所持本数	本数合計	税 率	税 額	摘 要
紙巻たばこ	19,900本	20,300本	0.07	1,421円	1円未満切捨て
パイプたばこ	300本				
刻みたばこ	100本				
納 付 す べ き 税 額				1,421円	1円未満切捨て

(3) 市町村たばこ税

たばこの区分	所持本数	本数合計	税 率	税 額	摘 要
紙巻たばこ	19,900本	20,300本	0.43	8,729円	1円未満切捨て
パイプたばこ	300本				
刻みたばこ	100本				
納 付 す べ き 税 額				8,729円	1円未満切捨て

設例1の申告書の記載例は、13ページのとおりです。
納付書の記載例は、18ページのとおりです。

《設例1の申告書記載例》

たばこ税等の手持品課税納税申告書

令和3年10月●日 総町 税務署長殿 東京都 知事殿 千代田 市南区町村長殿		※	申告者の種別	卸・ 小	通信日付印	※	令和 年 月 日
		営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒●●●-●●●●) (区 ●●●●-●●●●) 千代田区霞が関1-●-● ●●●●株式会社国稅商事 霞が関一丁目支店 店舗名()	住所	(〒●●●-●●●●) (区 ●●●●-●●●●) 千代田区霞が関3-●-●	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)カフシキガイシャ コクセイショウジ 株式会社 国稅商事 代表取締役 ●●●●	個人番号又は法人番号
		申告者	同上代理人				
下記のとおり、令和3年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。							
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額(1円未満切捨て)		修正申告の場合の修正申告前の確定額	
紙巻たばこ	/	⑤ 本 19.900	0.5	⑬(⑤×0.5)	円	⑳	円
葉巻たばこ	/	⑥ 本		⑭(⑥×0.5)	円	㉑	円
パイプたばこ	① 300 g	⑦(①×1) 本 300		⑮(⑦×0.5)	円	㉒	円
刻みたばこ	② 200 g	⑧(②×0.5) 本 100		⑯(⑧×0.5)	円	㉓	円
加熱式たばこ	/	⑨ 本		⑰(⑨×0.5)	円	㉔	円
かみ用のたばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本		⑱(⑩×0.5)	円	㉕	円
かぎ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		㉑(⑪×0.5)	円	㉖	円
所持する製造たばこの数量の合計	⑫(⑤~⑪の合計) 本 20.300	税額の合計額(100円未満切捨て)	⑳(⑬~⑱の合計) 円 10.100	㉓(㉑~㉖の合計) 円 00			
		納付すべき税額	㉔(㉑又は㉒-㉓) 円 10.100				
区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額(1円未満切捨て)				
道府県税	㉗(⑫)	0.07	㉘(⑫×0.07)	円 1.421			
市町村税	20.300 本	0.43	㉙(⑫×0.43)	円 8.729			
区分	税額の合計額(1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額(1円単位で記入)				
道府県税	㉚(㉘) 円 1.421	㉛	円 1.421				
市町村税	㉜(㉙) 円 8.729	㉞	円 8.729				
税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	作成税理士署名					
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	(電話番号 - -)					
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地			名称			
	(〒●●●-●●●●) (区 - -) 港区●●1-2-3			●●●自動販売機			
	(〒 -) (区 - -)						

申告者控用

◎申告期限は令和3年11月1日(月)です

◎納期限は令和4年3月31日(木)です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

【柏店】		【川口店】	
《店舗内》		《店舗内》	
紙巻たばこ	13,000 本	紙巻たばこ	4,500 本
《自動販売機内》			
紙巻たばこ	3,000 本		

1 申告義務の判定

申告義務を判定するに当たり、製造たばこの所持数を算定します。

複数の営業所又は貯蔵場所があり、それぞれの営業所又は貯蔵場所で製造たばこを所持する場合には、その所持する製造たばこの数を全て合計し、その合計数が2万本以上となるかどうかにより申告義務を判定しますので、「柏店」で所持する紙巻たばこの数量（本数）と「川口店」で所持する紙巻たばこの数量（本数）を合計します。

判定	【柏店】紙巻たばこ（店舗内）	13,000本
	【柏店】紙巻たばこ（自動販売機内）	3,000本
	【川口店】紙巻たばこ（店舗内）	4,500本
	合 計	20,500本 ≥ 20,000本 ⇒ 申告義務あり

2 納付すべき税額の計算

申告書は、営業所（店舗）ごとに提出する必要がありますので、「柏店」と「川口店」とに区分して税額の計算を行います。

（注）自動販売機の設置場所において、たばこ事業法第22条の規定による製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合は、「柏店」を「店舗内」と「自動販売機内」とに区分して税額の計算を行い、申告書を提出する必要があります。

税 額 の 計 算 の 基 礎 と な る 数 量		
営業所(店舗)の所在地	製造たばこの区分	所持本数
千葉県 柏 市	紙 巻 た ば こ	16,000本
埼玉県 川口市	紙 巻 た ば こ	4,500本

税額の計算の基礎となる数量を基に、税額をそれぞれ計算します。

【柏店の税額計算】

(1) たばこ税

製造たばこの区分	所持本数	税率	税額	摘要
紙巻たばこ	16,000本	0.5	8,000円	1円未満切捨て
合計			8,000円	
納付すべき税額			8,000円	100円未満切捨て

(2) 道府県たばこ税

製造たばこの区分	所持本数	本数合計	税率	税額	摘要
紙巻たばこ	16,000本	16,000本	0.07	1,120円	1円未満切捨て
納付すべき税額				1,120円	1円未満切捨て

(3) 市町村たばこ税

製造たばこの区分	所持本数	本数合計	税率	税額	摘要
紙巻たばこ	16,000本	16,000本	0.43	6,880円	1円未満切捨て
納付すべき税額				6,880円	1円未満切捨て

設例2の柏店の申告書の記載例は、16ページのとおりです。
納付書の記載例は、18ページのとおりです。

【川口店の税額計算】

(1) たばこ税

製造たばこの区分	所持本数	税率	税額	摘要
紙巻たばこ	4,500本	0.5	2,250円	1円未満切捨て
合計			2,250円	
納付すべき税額			2,200円	100円未満切捨て

(2) 道府県たばこ税

製造たばこの区分	所持本数	本数合計	税率	税額	摘要
紙巻たばこ	4,500本	4,500本	0.07	315円	1円未満切捨て
納付すべき税額				315円	1円未満切捨て

(3) 市町村たばこ税

製造たばこの区分	所持本数	本数合計	税率	税額	摘要
紙巻たばこ	4,500本	4,500本	0.43	1,935円	1円未満切捨て
納付すべき税額				1,935円	1円未満切捨て

設例2の川口店の申告書の記載例は、17ページのとおりです。
納付書の記載例は、18ページのとおりです。

《設例2の申告書記載例（柏店分）》

たばこ税等の手持品課税納税申告書

※ 令和 3 年 月 日		申告者の種別	卸・ 小	通信日付印	※	
		令和 3 年 10 月 ● 日 柏 税務署長殿 千葉県 知事殿 柏 市区町村長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒●●●-●●●) (☎ ●●-●●●●-●●●●) 千葉県柏市●●1-2-3 株式会社霞が関商店 柏店 店舗名 (●●ストア柏店)	住所	(〒●●●-●●●●) (☎ ●●-●●●●-●●●●) 千代田区霞が関3-●-●	氏名又は名称及び代表者氏名
		個人番号又は法人番号	この欄は、2枚目から記入してください			
		同上代理人				
下記のとおり、令和3年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。						
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	
紙巻たばこ		⑤ 本 16.000	0.5	⑬(⑤×0.5) 円	⑳ 円	
葉巻たばこ		⑥ 本		⑭(⑥×0.5) 円	㉑ 円	
パイプたばこ	① g	⑦(①×1) 本		⑮(⑦×0.5) 円	㉒ 円	
刻みたばこ	② g	⑧(②×0.5) 本		⑯(⑧×0.5) 円	㉓ 円	
加熱式たばこ		⑨ 本		⑰(⑨×0.5) 円	㉔ 円	
かみ用のたばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本		⑱(⑩×0.5) 円	㉕ 円	
かぎ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		㉑(⑪×0.5) 円	㉖ 円	
所持する製造たばこの数量の合計	⑫(⑤~⑪の合計) 本	16.000	税額の合計額 (100円未満切捨て)	㉒(⑬~⑱の合計) 円	㉓(㉑~㉖の合計) 円	
			納付すべき税額	㉔(㉒又は㉓-㉔) 円	8.000	
区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)			
道府県税	㉗(⑫)	0.07	㉘(㉗×0.07)	1.120 円		
市町村税	16.000 本	0.43	㉙(㉗×0.43)	6.880 円		
区分	税額の合計額 (1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)			
道府県税	㉘(㉗) 円	1.120 円	㉚(㉘又は㉙-㉚) 円	1.120 円		
市町村税	㉙(㉗) 円	6.880 円	㉛(㉙又は㉚-㉛) 円	6.880 円		
税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	作成税理士署名				
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	(電話番号 - -)				
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地		名称			
	(〒 -) (☎ - -)					
	(〒 -) (☎ - -)					

申告者控用
◎申告期限は令和3年11月1日(月)です
◎納期限は令和4年3月31日(木)です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

《設例2の申告書記載例（川口店分）》

たばこ税等の手持品課税納税申告書

※ 令和 年 月 日 ※		申告者の種別	卸・ 小	通信日付印	令和 年 月 日
		(〒●●●-●●●●) (☎ ●●-●●●●-●●●●) 埼玉県川口市●●1-2-3 株式会社霞が関商店 川口店 店舗名(●●ストア川口店)			
令和3年10月●日 川口 税務署長殿 埼玉県 知事殿 川口 市区町村長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒●●●-●●●●) (☎ ●●-●●●●-●●●●) 千代田区霞が関3-●-●			
	住所	(フリガナ)カフシキガイシャ カスミガセキショウテン 株式会社 霞が関商店 代表取締役 ●●●●			
申告者	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)カフシキガイシャ カスミガセキショウテン 株式会社 霞が関商店 代表取締役 ●●●●			
	個人番号又は法人番号	この欄は、2枚目から記入してください			
	同上代理人				
下記のとおり、令和3年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。					
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額(1円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額
紙巻たばこ		⑤ 4.500 本	0.5	⑬(⑤×0.5) 円	⑳ 円
葉巻たばこ		⑥ 本		⑭(⑥×0.5) 円	㉑ 円
パイプたばこ	① g	⑦(①×1) 本		⑮(⑦×0.5) 円	㉒ 円
刻みたばこ	② g	⑧(②×0.5) 本		⑯(⑧×0.5) 円	㉓ 円
加熱式たばこ		⑨ 本		⑰(⑨×0.5) 円	㉔ 円
かみ用のたばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本		⑱(⑩×0.5) 円	㉕ 円
かぎ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		㉑(⑪×0.5) 円	㉖ 円
所持する製造たばこの数量の合計	⑫(⑤~⑪の合計) 本	4.500	税額の合計額(100円未満切捨て)	⑳(⑬~⑱の合計) 円	㉗(㉑~㉖の合計) 円
			納付すべき税額	㉘(㉑又は㉒-㉘) 円	
				2.200	00
				2.200	
区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨て)		
道府県税	⑳(⑫)	0.07	㉙(⑳×0.07)	315 円	
市町村税	4.500 本	0.43	㉚(㉙×0.43)	1.935 円	
区分	税額の合計額(1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額(1円単位で記入)		
道府県税	㉛(㉙)	315 円	㉜	㉝(㉛又は㉜-㉝) 315 円	
市町村税	㉞(㉚)	1.935 円	㉟	㊱(㉞又は㉟-㊱) 1.935 円	
税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	作成税理士署名			
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	(電話番号 - -)			
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地		名称		
	(〒 -) (☎ - -)				
	(〒 -) (☎ - -)				

申告者控用
 ◎申告期限は令和3年11月1日(月)です
 ◎納期限は令和4年3月31日(木)です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

V 納付書の記載要領及び注意事項

【たばこ税納付書】

《設例1における納付書記載例》

「整理番号」欄は記入しないでください。

申告書の「申告者」欄に記載された住所、氏名を記入します。
 なお、申告者の住所と営業所又は貯蔵場所が異なる場合は、営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称も併せて記入してください。

申告書の「㊹」欄（13ページ参照）の金額を記入します。
 ※「合計額」欄の頭に「¥」を記入してください。

《設例2における納付書記載例》

店舗	住所（所在地）欄及び氏名（法人名）欄	本税・合計額欄
柏店	<p>千代田区霞が関3-●-● (千葉県柏市●●1-2-3)</p> <p>株式会社 霞が関商店 (●●●ストア柏店)</p>	<p>¥ 8 0 0 0</p> <p>※「¥」は合計額欄のみに記入</p>
川口店	<p>千代田区霞が関3-●-● (埼玉県川口市●●1-2-3)</p> <p>株式会社 霞が関商店 (●●●ストア川口店)</p>	<p>¥ 2 2 0 0</p> <p>※「¥」は合計額欄のみに記入</p>

【道府県たばこ税納付書・市町村たばこ税納付書】

「道府県たばこ税納付書」及び「市町村たばこ税納付書」については、都道府県及び市区町村によって様式が異なります。詳しくは、各担当窓口にお尋ねください。

Ⅵ その他

1 小売販売業者の方の記帳

小売販売業者の方は、適正な手持品課税の申告手続きが行えるよう令和3年9月24日（金）から令和3年10月8日（金）までの間、次の事項を日々記帳してください（記帳の仕方については、20 ページの「小売販売業者の帳簿の記載例」を参照してください）。

- (1) 購入した製造たばこの区分ごとの数量、購入年月日並びに仕入先の住所及び氏名又は名称（ただし、仕入れに関する納品書等を保存している場合には、省略して差し支えありません。）
- (2) 販売した製造たばこの区分ごとの数量及び販売年月日
- (3) 返品した製造たばこの区分ごとの数量、返品年月日並びに返品先の住所及び氏名又は名称

（注）製造たばこの取扱数量が常時2万本未満であるなど、令和3年10月1日午前0時現在の製造たばこの所持数量が明らかに2万本未満であると認められる場合においては、日々の記帳によらず、一定期間（1か月以内）ごとのまとめ記帳によることとして差し支えありません。

2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

手持品課税に係る申告書については、マイナンバー又は法人番号の記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申告書等を税務署へ提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

例1 マイナンバーカード（個人番号カード）

例2 通知カード※ + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※ 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

【マイナンバー制度の最新情報やお問合せ】

- ・内閣府「マイナンバー（社会保障・税番号制度）」ホームページ
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178



【国税に関するマイナンバー制度の最新情報】

国税のマイナンバー制度に関する情報やFAQについては、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー

検索

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

法人番号公表サイト

検索

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>



小売販売業者の帳簿の記載例

年月日	仕入(取替えを含む。)				販売				返品(取替えを含む。)				参考(在庫数)	
	たばこの区分	数量	摘要	仕入先	たばこの区分	数量	摘要	仕入先	たばこの区分	数量	摘要	仕入先	数量	数量
令和3年 9月24日	紙葉パイプ	20×700箱 200本 200g		港区虎ノ門 国産たばこ販売所 〇〇支店	紙	20×100箱		港区虎ノ門 国産たばこ販売所 〇〇支店	紙	20×100箱	取替え分	港区虎ノ門 国産たばこ販売所 〇〇支店	紙 巻 18,000本 葉 巻 300本 パイプ 300g	
9月30日	紙	20×300箱		"	紙葉パイプ	20×200箱 100本 100g							紙 巻 20,000本 葉 巻 200本 パイプ 200g (200本)	
10月8日	紙	20×500箱		"	紙	20×100箱							紙 巻 25,000本 葉 巻 100本 パイプ 100g	

葉巻たばこは、換算後の本数を記載します。

仕入れに関する納品書等を保存している場合には、仕入欄の記帳は省略して差し支えありません。

この数量(本数換算後の合計本数)が、20,000本以上である場合に手持品課税の対象となります。
 ※ 営業所を2以上有する場合には、各営業所で所持するたばこの数量をすべて合計して20,000本以上かどうかを判定します。

下書き用としてお使いください

(※)ご利用になるプリンターによっては、一部の罫線が表示されない場合があります。

たばこ税等の手持品課税納税申告書

※ 令和 年 月 日		申告者の種別	卸・小	通信日付印	※ 令和 年 月 日
令和 年 月 日 税務署長殿 知事殿 市区町村長殿	収受印 令和 年 月 日	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 -) (☎ - -) 店舗名 ()			
		住所 (〒 -) (☎ - -)			
		氏名又は名称及び代表者氏名 (フリガナ)			
		個人番号又は法人番号 この欄は、2枚目から記入してください			
		同上代理人			
下記のとおり、令和3年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。					
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額(1円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額
紙巻たばこ		⑤ 本	0.5	⑬(⑤×0.5) 円	⑳ 円
葉巻たばこ		⑥ 本		⑭(⑥×0.5) 円	㉑ 円
パイプたばこ	① g	⑦(①×1) 本		⑮(⑦×0.5) 円	㉒ 円
刻みたばこ	② g	⑧(②×0.5) 本		⑯(⑧×0.5) 円	㉓ 円
加熱式たばこ		⑨ 本		⑰(⑨×0.5) 円	㉔ 円
かみ用のたばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本		⑱(⑩×0.5) 円	㉕ 円
かぎ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5) 円	㉖ 円
所持する製造たばこの数量の合計	⑫(⑤~⑪の合計) 本	税額の合計額(100円未満切捨て)	⑳(⑬~⑲の合計) 円	㉗(㉑~㉖の合計) 円	00
		納付すべき税額	㉘(㉑又は㉒-㉗) 円		00
区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額(1円未満切捨て)		
道府県税	⑳(⑫)	0.07	㉙(⑳×0.07) 円		
市町村税	本	0.43	㉚(㉙×0.43) 円		
区分	税額の合計額(1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額(1円単位で記入)		
道府県税	㉛(㉙)	円 ㉜	円 ㉝(㉛又は㉜-㉝)		
市町村税	㉞(㉚)	円 ㉟	円 ㊱(㉞又は㉟-㊱)		
税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	作成税理士署名			
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	(電話番号 - -)			
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地		名称		
	(〒 -) (☎ - -)				
(〒 -) (☎ - -)					

申告者控用

◎申告期限は令和3年11月1日(月)です

◎納期限は令和4年3月31日(木)です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

申告書を提出する前に必ずご確認ください

	確 認 項 目	チェック
1	○ 「所持する製造たばこの数量」欄（⑤～⑫欄）の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本数で記載していますか。 （箱数・カートン数ではありません。） 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1本単位で記入していますか（1本未満切捨て） 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「所持する製造たばこの数量の合計」欄（⑫欄）及び「課税標準となる製造たばこの本数」欄（⑳欄）が0本ではありませんか。 （複数の営業所又は貯蔵場所の所持数量が合計2万本以上であるため、申告が必要な場合であっても、所持数量が0本の店舗については、申告書の提出は不要です。） 	<input type="checkbox"/>
2	○ 端数計算の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税の「税額の合計額」欄（㉒欄）及び「納付すべき税額」欄（㉔欄） → <u>100円単位</u>で記入（100円未満切捨て） ・ 地方税の「税額の合計額」欄（㉓・㉔欄）及び「納付すべき税額」欄（㉕・㉖欄） → <u>1円単位</u>で記入（1円未満切捨て） 	<input type="checkbox"/>
3	○ 複写部分の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書の4枚目まで複写されていますか。 	<input type="checkbox"/>
※	○ 「住所」欄は地番表示ではなく、 <u>住居表示</u> で記載してください。 （例：〇〇市●●□丁目△番▲▲号）	

複数店舗をまとめて申告される方

4	○ 「営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称」欄に <u>代表店舗名</u> を記載していますか。	<input type="checkbox"/>
5	○ 店舗ごとに税額の端数処理をしていませんか（10ページ参照）。	<input type="checkbox"/>
6	○ 各店舗の所持数量の明細書（適宜の用紙）を添付していますか。	<input type="checkbox"/>
※	○ <u>納付書の「住所（所在地）」欄</u> 及び「 <u>氏名（法人名）</u> 」欄には本社の所在地及び名称だけではなく、 <u>代表店舗の所在地及び名称</u> を併せて記載してください。	

国 税 庁 ・ 総 務 省